

## 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度 認証基準の改正点

### ◆改正事項

事 項	認証基準		
	現 行	改 正	考 え 方
【認証基準2(1)】 育児休業・介護休業実績の 評価	(1)1の(1)～(3)の取組によって 制度利用者又は育児休業、介護休 業取得者が出た場合 (1・2人＝50点、3人以上＝100点)	(1)1の(1)～(3)の取組によって 制度利用者又は育児休業、介護休 業取得者が出た場合に加 点 男性の取得は1人当たり10点を加 算 (1・2人＝50点、3人以上＝80点)	制度利用が少ない男性利用実績を 評価。  (28年度育児休業実態調査より 男 性取得率3%、「京都モデル」WLB認 証実績における男性取得者が3人 のみ)
【認証基準2】 多様な働き方の選択 (無期雇用転換)への評価	(新設)	就業期間5年未満(法以上)として無 期雇用への転換者実績 (実績者1人付10点)	無期雇用転換を評価。
【認証基準4(1)】 女性活躍推進法に基づく一 般事業主行動計画の策定・ 届出の評価	女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画の届出：+10点	女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画の届出：+20点	届出をより適切に評価
【認証基準4(3)】 府が推奨する働きやすい環 境づくりの実施を評価	(新設)	実施した場合：+20点	「京都モデル」WLB認証企業から、 モデル企業を輩出するための連続 性を重視する。
【認証基準3(2)】 WLBの推進を幅広く評価	次世代育成支援対策推進法の一般 事業主行動計画の届出：+10点 届出：+10点	実績：+10点	くるみん認定、えるぼし認定 ユースエール認定等幅広く評価

◆詳しくは、認証申請書(様式2) チェックリストをご参考ください。